

◆ 「特定口座年間取引報告書」の見方 ◆

「特定口座年間取引報告書」は、お客様が弊社の特定口座で行なわれたお取引（売却、解約、償還等）およびお受取りいただいた配当金・分配金の明細等を記載しております。
確定申告を行う際にご利用ください。

- ※確定申告書を提出の際、「特定口座年間取引報告書」の添付は不要となっております。
- ※確定申告については国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」を、提出は「e-Tax」をご利用されると便利です。
- ※確定申告や納税に関することは最寄りの税務署もしくは税理士へご相談ください。

■ 特定口座における「課税対象額」および「源泉徴収税額」は以下のとおりです。

譲渡益の場合 【h】差引金額（譲渡所得等の金額）の合計がプラスの場合	課税対象額 源泉徴収税額	h（③譲渡所得等の合計金額）+ o（⑰差引金額） d（譲渡所得税）+（譲渡地方税）+ e（譲渡外国所得税）+ m（配当等外国所得税）+ p（⑱納付税額）
譲渡損の場合 【h】差引金額（譲渡所得等の金額）の合計がマイナスの場合	課税対象額 源泉徴収税額	o（⑰差引金額） e（譲渡外国所得税）+ p（⑱納付税額）+ m（配当等外国所得税）

I 特定口座開設者

I 特定口座開設者	住所（居所）	フリガナ 氏名	勘定の種類	a 1 保管 2 信用 3 配当等
	前回提出時の住所又は居所	生年月日	口座開設年月日	b
			源泉徴収の選択	c 1 有 2 無
II 譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等	譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等	源泉徴収税額（所得税）	d 株式等譲渡所得割額（住民税）	e 外国所得税の額
	譲渡区分	① 譲渡の対価の額（収入金額）	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額（譲渡所得等の金額）（①-②）
	上場分	千円	千円	千円
	特定信用分	千円	千円	千円
	合計	f	g	h

I 特定口座開設者

a 勘定の種類	当社の場合、「1 保管」および「3 配当等」に○が付きます。
b 口座開設年月日	特定口座の開設年月日です。
c 源泉徴収の選択	当社の場合、全てのお客様は「1 有」に○が付きます。 配当等の額を「III 配当等の額及び源泉徴収税額等」及び「IV 配当等の交付状況」に記載します。

II 譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等

d 源泉徴収税額（所得税）	差引金額【h】にもとづき特定口座で徴収した 所得税・復興特別所得税（15.315%）の額
株式等譲渡所得割額（住民税）	差引金額【h】にもとづき特定口座で徴収した 住民税（5.0%）の額
e 外国所得税の額	源泉徴収により納めた外国所得税の額
f 譲渡の対価の額（収入金額）	その年中の特定口座で譲渡した上場株式等の収入金額（売却代金）の合計額 （手数料等を控除する前の金額） 現物株式等の約定（償還）金額+その他権利処分代金
g 取得費及び譲渡に要した費用の額等	その年中に譲渡した上場株式等の取得金額、買付時及び売却時の手数料等の合計額 売却時取得単価×売却（償還）数量+手数料等
h 差引金額（譲渡所得等の金額）	その年中に発生した上場株式等の譲渡損益 （損失の場合にはマイナス「-」を表示します。）

◆ 「特定口座年間取引報告書」の見方 ◆

■ 「配当等額及び源泉徴収税額等」及び「配当等の交付状況」について
 弊社の特定口座「源泉徴収あり」を通じてその年中にお受取いただいた配当等の合計金額および源泉徴収税額等を記載しております。個別の詳細は後述「配当等の交付状況」をご参照ください。
 なお、特定口座以外での受取配当等は記載の対象となっておりません。

Ⅲ 配当等の額及び源泉徴収税額等

種 類	i 配当等の額		j 源泉徴収税額 (所得税)		k 配当割額 (住民税)		l 特別分配金の額		m 上場株式配当等控除額		n 外国所得税の額	
	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
④株式、出資又は基金												
特定上場株式等												
④①特定株式投資信託												
④②投資信託又は特定受益証券行信託(④①、④②及び④③以外)												
④③オープン型証券投資信託												
配当等												
④④国外株式又は国外投資信託等												
④⑤合計 (④①+④②+④③+④④)												
非公社債												
上記以外のもの												
④⑥社債的受益権												
④⑦投資信託又は特定受益証券行信託(④⑥及び④⑧以外)												
④⑧オープン型証券投資信託												
④⑨国外公社債等又は国外投資信託等												
④⑩合計 (④⑥+④⑦+④⑧+④⑨)												
④⑪譲渡損失の金額												
④⑫差引金額 (④⑩+④⑪-④⑬)												
④⑬納付税額												
④⑭還付税額 (④⑫+④⑬-④⑮)												

Ⅳ 配当等の交付状況

種 類	新 規	s 株(口)数又は額面金額	t 配当等の額(特別分配金の額)	u 源泉徴収税額(所得税)	v 配当割額(住民税)	w 上場株式配当等控除額	x 外国所得税の額	y 交付年月日(元金繰入又は元金払戻)
【摘要】								

Ⅲ 配当等の額及び源泉徴収税額等

i 配当等の額	特定口座で受取った分配金、配当金等の額(外国株式等は外国所得税を含みます。オープン型投資信託は特別分配金を除きます。)
j 源泉徴収税額(所得税)	配当等の額 i に対する 所得税・復興特別所得税(15.315%)の額 - [l 上場株式等配当等控除額]
配当割額(住民税)	配当等の額 i に対する住民税(5.0%)の額
k 特別分配金の額	オープン型投資信託の特別分配金(元本払戻金=非課税)の額
l 上場株式配当等控除額	二重課税調整のため、 i 配当等の額に対する所得税・復興特別所得税の額から、外国所得税として控除した額
m 外国所得税の額	海外投資等により受取る配当等に対して外国で納めた所得税の合計額
n 譲渡損失の額	譲渡損失となる場合 (h 差引金額(譲渡所得の金額)がマイナスの場合) はその金額 譲渡損失とならない場合は「0」
o 差引金額(⑨+⑫-⑬)	i 配当等の額 - n 譲渡損失の額 配当等の額から譲渡損の額を差引きます。譲渡損とならない場合、配当等の額の合計額
p 納付税額	o 差引金額に対する所得税・復興特別所得税(15.315%) - [l 上場株式等配当等控除額] の合計額及び住民税(5.0%)の額
q 還付税額(⑨+⑮-⑱)	j 源泉徴収税額(所得税) + 配当割額(住民税) - p 納付税額 (還付金は年初にお客様口座へ返金しています。)

Ⅳ 配当等の交付状況

r 種類	株式(国内上場株式、外国株式)、オープン型投資信託(株式投資信託)、の商品
s 株(口)数又は額面金額	保有株数(整数未満の株数は切捨てて表示しています。)又は口数
t 配当等の額(特別分配金の額)	特定口座で受入れた配当等の額及びオープン型投資信託の特別分配金(元本払戻金)の額
u 源泉徴収税額(所得税)	配当等の額 i に対する所得税・復興特別所得税(15.315%)の額 - [l 上場株式等配当等控除額]
配当割額(住民税)	配当等の額 i に対する住民税(5.0%)の額
v 交付年月日	上段に交付年月日、下段に支払確定日又は支払年月日を記載
w 摘要	投資信託の目論見書に表記されている「外貨建資産割合」、「非株式割合」を表示